

上川町民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金のご案内

上川町では、町民の住環境の向上と定住人口の増加を目的に、町内に賃貸共同住宅を建設する方へ建設費用の一部を補助する補助金を交付いたします。

補助金額

町内事業者で新築する場合

住戸専用面積（床面積 1㎡あたり）×15,000円（1戸あたり限度額 100万円）

町外事業者で新築する場合

住戸専用面積（床面積 1㎡あたり）×10,000円（1戸あたり限度額 65万円）

※ 補助金額は、棟内の各戸ごとに補助金額の算出を行い、合算した金額を助成いたします。

注）町内事業者で賃貸共同住宅を建設する場合と町外事業者で賃貸共同住宅を建設する場合は、補助金額に差がありますのでご注意ください。

助成対象者

次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- ・町内に住所を有する個人又は町内に本店の住所を有する法人
- ・公租公課に滞納がないこと
- ・暴力団員等でない方

建設条件

- ・上川町が定める都市計画区域内の用途区域内に新築する賃貸共同住宅
- ・1棟4戸以上の戸数を有し1LDK（45㎡以上）若しくは2LDK以上（55㎡以上）で構成されること
- ・各戸に、玄関・便所・浴室・台所・給湯設備・暖房設備・照明設備・駐車場・専用物置が設置されていること
- ・建築基準法その他関係法令に適合し、組立式仮設住宅でないこと
- ・他の補助金等を受けて新築するものでないこと

賃借条件

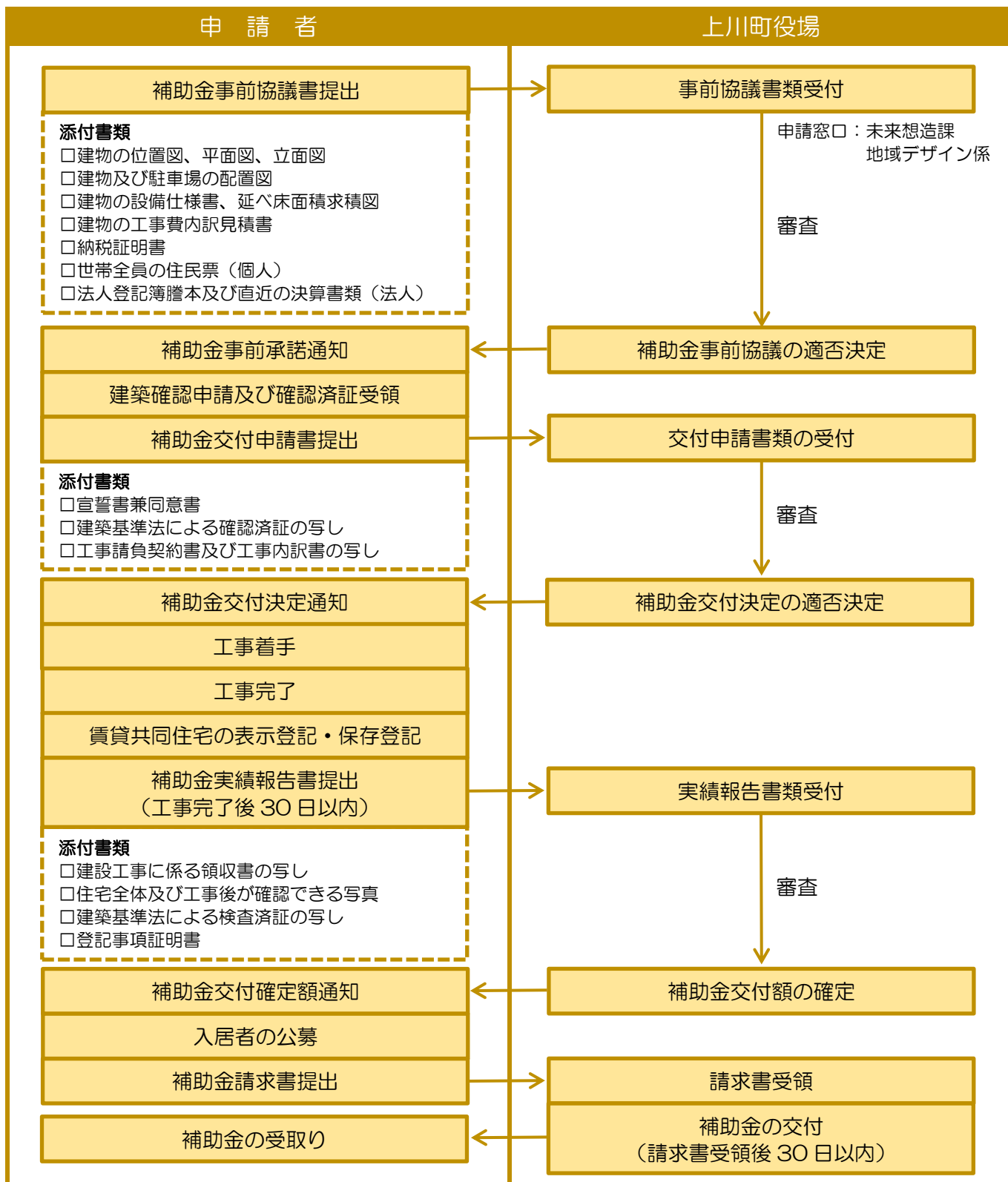
本補助金を交付して建設する賃貸共同住宅は、以下の要件で賃借することが条件となっています。

- ・不特定多数に公募を行い、賃貸借契約により入居者を決定すること
- ・補助金の交付確定日から10年間賃貸共同住宅として賃借すること
- ・1戸あたりの住戸の家賃月額、賃貸共同住宅の建設費を建設戸数で除した額の1,000分の6以内とすること
- ・個人が建設する賃貸共同住宅は、個人又は個人の3親等以内の親族を入居させないこと
- ・法人が建設する賃貸共同住宅は、法人の役員、役員の3親等以内の親族及び法人から報酬又は賃金等の支払いを受けている従業員等を入居させないこと

努力義務

補助金の交付を受けようとする方は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適な賃貸住宅を整備するよう、「北方型住宅建設基準」、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」、「北海道子育て支援住宅推進方針」、「子育てに配慮した住宅のガイドブック」等を参考に賃貸共同住宅を整備するよう努めるものとする。

申請から交付までの流れ



※ 申請書等の様式については、上川町のホームページでダウンロードできます。

※手続きには、3~6ヶ月要するため、お早めにご相談ください。

北海道上川町 未来想造課 地域デザイン係

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

電話番号：01658-2-4063（直通）ファクス：01658-2-1220

メール teiju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

ホームページ <https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp>

